

令和8年度滋賀県税外未収金回収業務委託契約書（案）

滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、税外未収金回収業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、甲が保有する税外未収金のうち、甲が委託することが適当と認められるものの管理回収等にかかる別添「令和8年度滋賀県税外未収金回収業務委託仕様書」に定める業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は本契約の目的である委託業務を、履行期間内において履行し、または本契約の目的である成果物を履行期間の満了までに甲に納入し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

3 乙は、本契約および仕様書に明記されていない事項であっても、委託業務の性質上必要なものは、甲乙協議のうえ、これを処理するものとする。

（善管注意義務）

第2条 乙は、委託業務の遂行に当たり、関係法令、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)、甲の指示および本契約の定めるところにより、信義誠実の原則に従い、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

（個別委託の手続および効力）

第3条 甲は、本契約に基づき業務を委託する債権（以下「委託債権」という。）を確定し、乙に対して書面により告知するものとする。

2 甲は、前項の告知にあたり、乙に対し、業務の遂行に必要な情報を提供するものとする。

3 個別委託の効力は、前2項に示す告知および情報の提供がなされた場合に発生するものとする。

（委託期間）

第4条 本契約に定める期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

（乙による入金方法の案内等）

第5条 乙が業務を受託している間、委託債権にかかる債務者または債務者の関係者（以下「債務者等」という。）から委託債権にかかる支払いの申出があった場合は、乙は債務者等に対し乙の指定する金融機関口座の案内等を行い、債務者等による速やかな入金となされるよう努めるものとする。

（収納金の受渡し等）

第6条 乙は、債務者等から委託債権にかかる支払いがあったときは、当該債務者等に対して領収書を交付しなければならない。ただし、債務者等が金融機関からの振り込みにより、入金した場合においては、領収書の交付を省略することができる。

2 乙は、債務者等から委託債権にかかる支払いがあった場合において、次項の規定により当該

支払いがあった金額を甲に払い振り込む前に、債務者等から同一の委託債権にかかる支払いが甲にもあったときは、支払いを受けた当該委託債権を債務者等に還付するものとする。

3 乙は、月末時点における対象債権について、下記の書類を翌月3営業日（当該日が県の閉庁日の場合はその翌開庁日）までに電子媒体により、甲に提出しなければならない。

(1) 回収結果（収納のあったものの氏名、収納額、収納日等を記載したもの）

(2) 債務者等に対する催告の実施実績

(3) 債務者等との交渉履歴

4 甲は、電子媒体にて、月次実績の報告を受けたのち、乙あてに速やかに納付書を送付する。

乙は、甲から納付書を受領した日から起算して5営業日以内に指定金融機関にて払い込むものとする。その際に、当該入金にかかる情報（滋賀県財務規則第150条の4に規定する収納事務受託計算書に記載すべき情報）を作成し、甲に報告すること。

（委託料の請求および支払方法）

第7条 本契約にかかる委託料の額は、第1条および第4条の規定により業務を委託している期間において、債務者等から委託債権にかかる支払いがあった金額（乙が回収した金額）に●●●%（消費税および地方消費税を含まない。）を乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の委託料を、四半期ごとに乙からの適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

4 前金払および部分払は、これを行わない。

（委託料内訳書）

第8条 甲が必要があると認めるときは、乙は委託料内訳書を提出しなければならない。

2 委託料内訳書には、甲が指定した内容を記載するものとする。

3 委託料内訳書は、甲および乙を拘束するものではない。

（委託処理費用の徴収禁止）

第9条 乙は、理由の如何を問わず、業務の処理に関して、その費用を債務者等から徴収してはならない。

（業務遂行記録の整備）

第10条 乙は、委託債権ごとに業務の遂行の経緯を明らかにした記録データを備え、常に整備しておかななければならない。

2 甲は、いつでも前項の記録データの提示を求めることができる。

(委託債権にかかる変更通知)

第 11 条 委託債権について、甲が直接債務者等から支払いの申出を受け了解した場合は、甲は乙に対し速やかにその旨および当該申出の内容を通知するものとする。

2 乙は、委託債権にかかる情報について、債務者等から甲が乙に提供した情報と異なる事実関係に関する申出等支払いの申出以外の申出を受けた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(履行期間の延長)

第 12 条 乙は、履行期間内に委託業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができないときは、甲は、相当と認める日数の履行期間の延長を認めるものとする。

(受託業務の終了)

第 13 条 乙が第 1 条の規定に基づき受託した委託債権のうち特定のものについて、債務の完済、請求権の消滅等、業務の遂行の必要がなくなった場合は、甲乙確認のうえ、当該特定の委託債権にかかる乙の受託は終了するものとする。

2 乙は、委託債権にかかる債務者等について、死亡または徴収不能であることが判明したときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合においては、甲乙確認のうえ、当該債務者等にかかる委託債権にかかる乙の受託は終了するものとする。

3 甲から特定の委託債権について、委託の解約の申出があった場合は、乙は、速やかにこれに応じるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第 14 条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰すべきもので、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は違約金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

(損害賠償等)

第 15 条 乙が業務の遂行にあたり故意または過失により甲または第三者に損害を与えたときは、乙はその損害賠償の責任を負うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りではない。

2 乙の業務の遂行上生じた不可抗力による事故等については、甲はその一切の責任を負わないものとする。

3 乙は、第 17 条の規定により契約を解除された場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、第 17 条の規定により契約を解除された結果損害が生じても、甲はその一切の責任を負

わない。

- 5 乙が負担または責任を負うべき損害賠償の額およびその支払方法については、第7条記載の委託料の額を考慮のうえ、甲乙協議により決定するものとする。

(契約内容の変更)

第16条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させることができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償額は、甲乙協議して定める。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 甲が、乙の能力を不十分と認め、またはその他の理由により契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
 - (3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
 - (4) 乙が、本契約の入札等にあたり談合その他不正の行為をしたとき。
 - (5) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則または契約条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合、この解除した月の委託料は支払わないものとする。

(再委託の禁止)

- 第18条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- 2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
 - 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

(業務実施体制等)

- 第19条 乙は、委託業務の実施に係る責任者および従事者を定めて実施体制を確立するものとし、責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した実施体制表を甲に通知するものとする。また、実施体制に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。
- 2 乙は、再委託に係る甲の承認を得た場合は、前条の規定による再委託を行う第三者（以下「再委託先」という。）についても実施体制表に含めるものとする。

(業務従事者の労務管理)

- 第20条 委託業務の遂行に係る乙の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、作業場所が甲の事務所内になる場合の乙の従事者に係る服務規律等については、甲と乙が協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、委託業務の遂行に係る乙の従事者に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

(委託業務の調査等)

- 第21条 甲は、必要があると認める場合には、乙の委託業務に対する検査、監督または委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 乙は、前項の検査、監督または委託業務の実施に係る指示があった場合には、これに従わなければならない。

(個人情報の保護)

- 第22条 乙は、本契約による委託業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別紙1）を守らなければならない。
- 2 前項の規定は、再委託先において準用する。

(秘密保持義務)

- 第23条 甲および乙は、相手方から秘密と指定された事項および委託業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、委託業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。
- (1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
 - (2) 開示後、甲および乙の責めに帰することができない事由により公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

2 乙は、前項の規定を遵守させるため、委託業務に係る発注者の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものとする。

3 乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。

(誓約)

第24条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第17条第1項第5号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書（別紙2）のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第25条 乙は、本契約の履行に当たり第17条第1項第5号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(資料の提供)

第26条 乙は、甲に対し、委託業務に必要な資料の提供を要請することができる。

2 甲は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を乙に通知する。

3 提供方法は、甲と乙が協議し決定する。

(資料の管理)

第27条 乙は、甲から提供された委託業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

(1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。

(2) 甲の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。

(3) 甲の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。

(4) 委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還し、または事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出する。

2 乙は、甲の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先において準用する。

(目的外使用の禁止)

第28条 乙は、提供資料を、甲の承認があった場合を除くほか、委託業務以外の目的に使用しては

ならない。

(情報漏洩等の対応)

第29条 乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。

(従業員教育)

第30条 乙は、乙の従事者に対して本契約の履行に必要な教育、啓発を行わなければならない。

2 乙は、乙の従事者に対して本契約書に定める事項を十分に説明し、秘密情報保持についての教育を徹底しなければならない。

(事故等の報告)

第31条 乙は、委託業務における事故の発生またはそのおそれがあること(以下「事故等」という。)を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(法令等の遵守)

第32条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第33条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第34条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造 印

乙 印

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この委託業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(安全確保の措置)

第3 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第5 乙は、この委託業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この委託業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、委託業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(委託業務に従事する者への周知および監督)

第8 乙は、この委託業務に従事している者に対し、この委託業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要

かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査および報告)

第9 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期および必要に応じて随時に調査をすることができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

(指示)

第10 甲は、乙がこの委託業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生 of 報告)

第11 乙は、この委託業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者（第三者である再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。